

第1回「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定会議 議事録

開催日時：令和5年8月21日（月）／14時から16時

開催場所：波止場会館3階中会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 座長、副座長選出（吉中委員を座長、高沢委員を副座長として選出）
- 5 議事
 - (1) 実施計画の改定について
 - (2) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について

●事務局

資料1及び資料2に基づいて説明

●吉中座長

議題1、2の説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。

●高沢副座長

まず議題1について、次回の策定会議の開催が11月ごろとのことだが、9月の厚生常任委員会に次期計画の骨子案を報告するとあるので、この頃までには固まったものができるという理解で、今日からひと月くらいの間骨子になるものを作り、過ぎてからは、大幅な変更はできないという理解でよいですか。

●事務局

そのとおりです。

●高沢副座長

委員の皆様はそのことを意識し、意見をすり合わせていければと思います。

●事務局

骨子なので、今後細かい素案を考えていくうえで、骨になる部分をご意見いただきたいと考えており、細かい文言などについては、事務局と座長、副座長で調整し、骨になる部分は皆様でご議論いただきたいと思っています。

●吉中座長

骨子については本日で何となくイメージがつくといった理解でよいですか。

●事務局

そのとおりです。

●高沢副座長

居住支援法人の話で、私は神奈川県居住支援協議会の人材育成部会の委員でもあるので、対応する人の育成について意見を述べる場合があります。実態として、会議に参加している方は良心的な方なのだが、居住支援法人となると、ニアリーイコール貧困ビジネスではないかと思われる法人もあります。実際にあった話だが、野宿している方が、ある法人の支援を受けてアパートを設定できたが、入居してみたら、4、5年塩漬けの、誰も買手のない物件に契約させられ、2か月くらい野宿をしながら、その部屋の掃除に通い、今やっと住めるようになったという例がありました。また、生活保護の一時扶助を出すまでは、シェルター的な居住支援法人の物件を設定されたが、月額52,000で、1泊しても、日割りを行わず満額の支払いを求めるようなケースもありました。

居住支援法人になっているからといって、そういった支援で大丈夫か、という法人も混ざっているのは事実として自覚してもらいたい。一方で、人材育成も行って頑張っているところもあります。

今回の国の基本方針に居住支援法人が多く出てきますが、支援団体の文言が減っている気がします。

●事務局

国の基本方針は、厚生労働省と国土交通省との共管なので、国土交通省が所管する居住支援法人を前端的に活躍させたいのではないかと考えられます。

●高沢副座長

最近できた事業でもあることが関係しているのではないかと思われ、そうした点を斟酌しつつ、県の支援計画では支援団体の活躍の場があってよいのではないかと思います。

●吉中座長

現場を経験されている方ならではの貴重な意見と思います。確かに居住支援法人と聞くと、それだけで保証されているイメージを持ってしまう。

●柳委員

居住支援法人と連携するのか、居住支援協議会と連携するのかどちらですか。

●吉中座長

国であまり精査できておらず、居住支援法人、居住支援協議会どちらの書きぶりもあります。

●事務局

どちらも記載されています。

●柳委員

居住支援法人の実態については、今座長からお話のあったとおりに思われ、どういう形で居住支援協議会を見極め、活用していくか、ということが必要になると思われませんが、具体的にこういった動きになっていくのかイメージが湧かないところもあります。

●事務局

地域の資源であること、活用しうる資源であることは間違いないと考えられますが、ご指摘のあったように、社会福祉法人など、民間の法人であるので、そこをどう取捨選択していくかということも求められていると思われれます。一方、ここで記載されていることは、今後我々が公の組織だけで行うのではなく、こうした民間の、特に国土交通省が所管のこうした居住支援法人も積極的に活用していくのだということも念頭に置き、活用の仕方は活用する側が気を付けていくのだと思います。

●高沢副座長

居住支援協議会側も少し脱皮をしていかないといけないとこれまで指摘しており、現在はより良い不動産店と知り合うことで契約しやすくなる話をしているが、法律問題で言えば、平均年齢が60歳代単身で人間関係や貧困の問題を抱えた高齢者が契約主体になるわけで、保証協会といったものが当たり前で整備され、家賃のケアはされるようになったが、特に単身高齢者が亡くなった場合が一番心配なことと思われる。ワイマール憲法以降、所有する物件を社会貢献に役立ててもらうことはよいことなので、そのように大家を開拓できるようなメッセージを居住支援協議会も送らないといけないし、ホームレス支援計画を策定する神奈川県も、人間関係の貧困を埋めていける取り組みや理念を書ければと考えています。

●吉中座長

そうしたことを踏まえて、盛り込んでいけたらと思います。

それでは、議題（3）県内のホームレスの現状について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料3に基づいて説明)

●吉中座長

今の説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。

●高沢副座長

まず参考資料4の記載ですが、「住居喪失不安定者」ではなく、「住居喪失不安定就労者」の記載が厚生労働省等の実態調査の呼び名です。つまり不安定だが、働いている要素がないとネットカフェに滞在できないので、先ほどの説明のとおり、40、50代の利用者が多く、野宿層は50代までは約1割となっています。不安定でも働けなくなると、不安定就労者のさらに深刻な状態が野宿になってしまい、つまり50代以上は野宿が増えていく結果となっているので、そこをつなげてとらえると、分かりやすかったと思います。記載方法は先ほどのとおり、「住居喪失不安定者」ではなく、「住居喪失不安定就労者」です。

●吉中座長

確かに記載方法については気にしていなかったのですが、例えば、働いていなくとも、DVなどで逃げて、ネットカフェなどを利用する場合もあると思います。

●事務局

東京都の調査でも「不安定就労者」がつく場合とつかない場合があります、今回の資料で厳密にその区分けをしたかどうかは明らかでないので、確認します。

●高沢副座長

就労率は高いと思われます。

●吉中座長

しかし、全員かどうか。

●高沢副座長

全員ではないです。もちろん手持ちのお金で泊まっていた方や親戚からお金を借りて泊まっているだけの人もいます。

●事務局

不安定就労者に限定して調査しているものもあり、文言は確認します。

●高沢副座長

路上での仕事については、廃品回収が約 66%という結果が国の調査で示されていて、この資料では 71.3%となっている。現在できる仕事についてあまり触れられていません。過去の国の基本方針では、直ちに就労が難しい方に対しては、廃品回収業等を継続するといったことが示されていたが、現在の基本方針では削除され、就労準備支援などと連携すると示されています。一方「今のままでいい」と回答している方の中には、10 数年前に福祉事務所で断られた経験があり、役所に連絡する気はないという方もいます。そうした背景も考慮するとともに、現に生活しているため、一足飛びに生活を変えなくとも屋根のある生活に移れることも考えられます。

●事務局

資料 2 の説明の際にお伝えしたとおり、そうしたインフォーマルな支援も必要で、ご指摘はそのとおりだと思います。

●吉中座長

ホームレスの数が減ってきていることはよいことのように見えるが、見えない部分が増えてきているのかもしれない。

●高沢副座長

最近だと、闇バイトをした方が逮捕されるケースが出てきているが、以前の居住は、住み込み型労働だが、例えばビデオボックスの店員で仕事がある日はビデオボックスで働き、仕事がない日は、ワンルームの 2 段ベッドで雑魚寝をして過ごしている。日ノ出町のキャバクラの方も雑魚寝で泊まって、朝まで働き、また戻るといった居住形態をしている。仕事を探している方は即日雇ってもらえる代わりにいつでもクビを切られ、ほとんど雇用契約がないパターンで、不安定居住が見えない実態がある。過去の弱い日雇いパターンのとおり、自分の労働力を担保に、屋根と食事が確保できているうちは顕在化しないで、見えない貧困のままで、その状況がイレギュラーなものになってきています。

●事務局

統計としてみると、データでしか出せないのですが、個別に経験者のお話を聞かせていただく機会をもちたいと考えています。定量的なものはそれでは出せませんが、個別の背景があるということをヒアリングの機会を確認できればと考えており、その結果を共有させていただきたいと考えています。

●吉中座長

それでは、次に議題（4）現行計画の評価について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料4に基づいて説明

●吉中座長

今の説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。評価も踏まえて骨子につなげていくという意味があると思います。

●高沢副座長

評価の最初に人権が出てきており、前回委員会の中で話し合い、ホームレス問題は何より人権の問題という認識で、最初に記載した経緯があり、私はとても良かったと思っている。まず、今回もこうした書きぶりによいかということを委員の皆様を確認したいです。

また、ホームレスの人権問題と公共施設利用の適正化については、特措法を読む限り、少なくとも様々な福祉策と連携したうえでないと、公共施設利用の適正化ができないと考えられ、野宿者がいること自体を快く思っていない方がおられるので、何もトラブルもないのに主観で排除されることがないように書きぶりが必要と考えます。

未然に防止するための対応について、現状行っていることを記載してもらっているが、ホームレス特措法の関係もあり、そこから派生して一時生活支援事業の中にアウトリーチが含まれ、野宿している方を探しにも行き、一時生活支援場所を退去するときは、退去後の支援を行い、再びホームレスになることを防いでいます。生活困窮者自立支援法が全面に出てきており、国の基本方針の書き方が、特措法があと5年で失効したら、次がないような印象を受けるので、ホームレスのおそれのある者の対策については、書き込んでもよいのではないかと考える。

●吉中座長

そのほかに何かありますか。

(意見なし)

●吉中座長

前回折に触れて、女性のホームレスの支援について目配りをさせていただいた印象を受けるが、現実的にどうだったのかと思うと、女性に関する施策は多様で、属性に応じて案内されることがあり、例えば、DV被害者だとDV防止法、単身だと売春防止法など、すごく特殊性があり限定されがちで、訪れた窓口でその窓口の偶然性、限定性により、その人の行き先が決まってしまうことがあります。一方、抱えている問題は皆一緒に例えば、困窮していてDV受けているなど、似ているにもかかわらず、行った窓口やその窓口の人の専門性で支援方法が決まってしまう。広い視野で全体を見渡して、その方の支援を決めているのか疑問があり、次の施策では包括的に検討していく必要があると考えます。困難支援女性法が施行されることや、元々女性というニーズの少なさとともに受け皿も少ないため、窓口での対応を選択できないと感じています。

●関口委員

神奈川県労働局だとハローワークになるので、仕事の支援がメインになってくる。ハローワークの窓口でホームレスの方が直接来ることは少ないが、生活保護の方々への支援として福祉事務所と連携しています。官民連携の話が出ており、それは欠かすことのないよう取り組んでいかないとはいけないと考えています。一方、副座長が仰っていた、なぜ、「今のままでいい」と回答しているのかを考えたとき、過去に窓口で相談を受けられず諦めてしまった方もおられると思うので、連携という言葉ひとつで流していくのではなく、しっかり一人ひとりの置かれている状況を見ながら支援をしていく必要があると改めて思います。我々は、直接ホームレスの方と会って話をする機会が少ないのですが、今回の話を聞いてみると、こうしたことを考えました。

●吉中座長

無料低額宿泊所については、無認可の施設も含めて144か所ですか。

●事務局

無届の施設は入っていないです。届出があったもののみをカウントしています。

●高沢副座長

8ページ目の生活困窮者自立相談支援事業等の実施について、令和元年度の相談件数が16,523件だったのが、コロナが始まり、約57,000件と件数が増え、令和3年度になると約38,000件になり、令和4年度になると、約22,000件となっています。

鎌倉市の自立相談支援事業に関わっていることと言えば、新規登録者の人数は減っているが、面談や対応の数はむしろ増えています。つまり、コロナ禍で困窮状態は変わらず、特例貸付でしのいでいたが、もうなくなってしまったので、債務整理に入っていく方や生活保護の申請に入っていく方、家賃滞納の対応に入っていく方など、いろいろ支援することが増えてきており、対応件数は増加している傾向があります。今後、後追いして実績に盛り込めれば、コロナによってより貧困が大衆化してきていることが分かるのではないかと考えます。

●吉中座長

皆様からのご意見を踏まえて、細かい文言等の修正については、座長、副座長、事務局にお任せいただければと思います。

続いて、議題（5）神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料5に基づいて説明

●吉中座長

今の説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。

国の基本方針でも性的マイノリティという文言になっているのでしょうか。

●事務局

資料2の21ページ目の下段のとおり、同じ文言になっています。

●吉中座長

当事者にとって、マイノリティという言葉は違和感がある気がします。

●事務局

多様性、などはどうでしょうか。

●吉中座長

性的多様性などで検討いただければと思います。

●高沢副座長

安定した住居場所や生活支援の確保については、入居後の生活支援について触れていると思われ、これはよいと思いますが、その支援を行うのが居住支援法人なのかと言うと、ここが支援団体ではないかと考えます。つまり出会いから始めて、入居したからと言っても人間関係の貧困を抱えた人はアパートに入居後にそこで孤立してしまう可能性があり、そこを支援してきたのは我々支援団体であるという自負がある。もちろん居住支援法人も不動産屋系であれば、不動産屋として隣室から苦情が入れば入居後の支援というものがあると思いますが、その人の立場に寄り添った支援という意味では、支援団体がそこを埋めてきたので、それこそ支援団体を活用してほしいと思います。

フォーマルには巡回相談などの支援があると思いますが、インフォーマルな支援に我々民間団体が路上を回りこの後も継続して寄り添った支援をするといった切り分けでうまく書き込みたいと思います。

●吉中座長

何かご発言ありますでしょうか。

●頼住委員

資料5で説明いただいた、改定の考え方とポイントという点で、資料裏面の改定案の中

で、「ホームレス対策の推進方策」の(3)イ(ア)の「ホームレスの人権擁護と地域共生の促進」というのが改定案となっており、現行だと、「地域の理解と協力」という言葉があるのだが、地域共生の促進というのは、現行の地域の理解と協力を含んだうえで、さらに包括して様々なことを実施していくといったイメージでしょうか。

つまり、座長のお話と同じ話になるのだが、ホームレスの人権という部分で、私は4月に異動してきてホームレスの担当をしており、定期的に巡回相談に行っていますが、市民や市役所の別の部署から、ある場所にホームレスがいるので何とかしてくれ、といった連絡を何回か受けています。市民からすると、例えば公園で寝泊まりしている方や、たまたまその日荷物をたくさん抱えていて、何となく身なりが不潔な方がベンチに座っているだけで、ホームレスがいる、といったすぐホームレスという言葉を使う印象があります。まさにホームレスの方の人権に関することで、市民からは、どうかしてくれ、追い払ってくれ、といったことを言われます。それに対して、ホームレスの側の人間というか、相談を受けて、生活困窮者であるということで、我々は助ける側として、直接会って話を伺うことはするが、どうかずとか追い払うなどはしないと私は必ず言っています。

一方、依然として地域住民からすると、ホームレスの方がいるから何とかしろという話をされるので、現計画の人権と地域の理解ということがすごく重要だと実感しています。

改定案の中で、地域共生の促進としていて、地域の理解と協力という意味を含んでいると思いつつ聞いていますが、地域の理解という言葉も欲しいという部分もあります。これは私が現場で実感している部分です。

●事務局

理解の先に共生があるという考えで、例え安定した住まいがなくて公園にいたとしても同じ地域の住民という考えを持ってもらいたく、共生という文言にしました。理解をされていない方がおられるのは承知していますが、そこで理解という文言にしてしまうと、そこから先がないような印象があります。一方、理解という文言を記載しないと分からない部分があると思いますが、ホームレスの方もそうでない方も地域社会の住民という意味を込めて共生という文言にしています。一方、ご指摘のとおり理解の進んでいない方もおられるので、記載しないと分からないこともあり、そのことを含めて、この会議で委員の皆様にご議論いただきたいと考えています。

●柳川委員

神奈川県は共生社会、ともに生きるということはよい言葉と思っており、理解を進めるにあたり重要なことは、教育だと考えています。

子どもがホームレスの方に石を投げるといったことを聞くことがあるが、同じ人間で少し道を踏み違えただけ、ホームレスの方々にそうしたことをする中高生がいることに悲しさを感じます。そうした方の理解を進めるには、教育が必要だと感じています。

●高沢副座長

教育だけではなくて、襲撃してしまうような子どもは、人を襲うほどのストレスを抱え、病んでいる子どもでもあるので、加害者になってしまった子どももケアされる対象であるという目線を持たないと、結局、またより弱い者を叩く構図になってしまいます。そうしたことをせざるを得ないまでに病んでしまった子どもたちは、家庭に養育環境がなかったり、親が夜の仕事などで家に居なかったりして、深夜を徘徊するしか自分の居場所を求められない、家庭に安心安全がないことがあったりするため、皆さんが温もりある社会で生きられることを書き込めると、襲撃のない社会になるのではないかと考えます。

●事務局

今の3名の発言は大変貴重なご意見と思っており、少年のことをダイレクトに記載するのは難しいですが、今後の書き込みの中で、理解や教育を入れて、理解をしていくといったことを整理して書き込む必要があると感じています。そうしたことを含めて地域共生という言葉で表すということをご理解いただければと思います。

●吉中座長

最近は大学生でもホームレスを見たことがないという学生や自分たちの勉強の範囲ではないと考えている学生が時々いるので、やはり教育が大事だと感じています。

●高沢副座長

おそれのある者の対策について、フードパントリーなどの利用者で見ると、家はあるが、日々の糧は十分に得られていない、共助がないと暮らせないといった方が増えてきています。フードバンクや子ども食堂が増えてきていることから、共助で支えないと最低限の生活が得られない状況が既に起きており、社会構造の総貧困化社会のような状況になってきています。

●吉中座長

それでよいということではないです。

●高沢副座長

そのとおりで、国が政策として取り組まないといけないことです。

20代の若者がフードパントリーに並んでいて、野宿はしていない様子だが、不安定な雇用で、なんとか屋根はある環境だが、食料が回っていないからそういった支援を利用している。

鎌倉市で相談があった例で言うと、ランドセルを買えずにもらいに来る方がいました。

●事務局

資料5裏面(3)(オ)の生活支援ですが、先ほど話のあった支援団体について、ホームレス支援は、寿支援者交流会やその他の支援団体が支援をしていますが、それとは別にフードバンクなど、公の施策だけで今の貧困や困窮者支援をまかないきれない状態になっています。いかに共助、特にNPOや支援団体の方々と我々の取り組みを連携して支援団体の取り組みを支援して、支援の継続や広がりをもたせていくことが大切かということを考えています。困っている方を公助だけで助けるということではなく、助けていける仕組みを各団体と作っていくことが政策の方向性です。したがって、生活支援の箇所ですっかり書き込めるといいと考えています。

●高沢副座長

そうであればありがたい。共助の方では我々支援団体が頑張り、見えない貧困を探し出してきたが、リーマンショックの時のように我々自身が疲弊していく現状があった。

●吉中座長

民間団体は専門性が高く、現場のことや当事者のことをよく把握されているが、民間団体なので、財源がなく、少しのことで閉鎖ということはよくあります。団体の財源に対する支援のようなものを明確にしてもらいたいです。それは切実なことだと考えます。いい取り組みをしていて、民間団体がなければ、その地域のホームレス支援ができていないと思われるが、行政はそうした団体を丸投げで利用しており、行政から民間団体に支援の方法を確認してくることもあると聞いたことがあります。

●高沢副座長

県とは連携できている方だと思います。

●吉中座長

財源的な支援を検討していただきたいです。

今後については、今回を踏まえてヒアリングをし、骨子案、素案を作成していく流れになります。

●高沢副座長

支援団体と共助で女性を含めて支援していき、そこに財源を含めて対応していければ、もっとよくなると思います。神奈川女性相談室を通じて、生理の貧困のような女性の貧困支援をしている団体を中心に支援させてもらったこともあるので、そうした連携を広げられるとよいと考えます。

●事務局

財源の話について、支援団体独自の取り組みにダイレクトに財源を投入することは考えられないのですが、県が本来取り組むべきところを後押しすることによって、例えば女性の相談など、行政の弱い部分、女性相談はこれまで非常勤職員しか相談員に就くことができず、法律上、非常勤であること、とされていましたが、ようやくこれが変更されました。また、困難女性支援法が成立したことにより、市町村も県も女性の支援体制の整備を検討しているところです。一方、積み上げてきたものがなく、積み上げたものがあるのが、皆様支援団体ですので、そのノウハウを使わせていただき、その時は後押しすべきだろうということになり、さらに財源の話になってきます。あるべき方向性が共有できた時には、県はこれまでも連携しており、そこには企業の協力もいただいております、生理の貧困問題でも企業から協力をいただいたほか、コロナ禍での衛生問題については、アルコールやマスクなどの多くの寄附をいただき、必要な法人に配布してきました。

我々がターゲットとすべき課題をいかにNPOなどと共有し支援していくかが大きなテーマになっています。したがって、NPOや団体なくして行政の支援はできないと考えています。

●柳委員

「当事者の立場に立った」という文言は、具体的にどういった取り組みをしていくのでしょうか。

●事務局

県が今年の4月に施行した「当事者目線の障害福祉推進条例」を意識して記載しています。またこれに加えて、高沢委員からご指摘のあったとおり、ホームレスの方それぞれで立場が違い、例えば、就労で言えば、必ずしも一般就労がゴールではないという方がおられることや、さまざま理由があっても、今のままの生活でいいと考える方がおられ、将来的にはホームレスを脱却して何かの支援につながると思われますが、今のままでよい、ホームレスを脱却し、自立したいなど、いろいろな立場があるので、それぞれの立場に立って、それぞれの支援を提供するという意味を込めて、「立場に立った」という文言を入れています。

●事務局

我々がその方のゴールやあるべき姿を決めてよいのかという原点に立ち返っています。ご本人の短期、長期的な目標を含めて、どういった生活を望んでいるのか、その方の持っている力などを我々が見て、その方のご意見を聞き、その方が望む生活の実現を後押ししていく。あくまでその方の目線に立って支援を展開していき、こうあるべきだということにとらわれないということが分かりやすいと思います。

●柳委員

すまいサポートセンターで相談を受けた際にも、その方がどうしたいかに留意しながら相談を受けており、そこは大事なことだと考えています。直接当事者の話を聞くとなると時間も必要で、相談の前後で答えが違っていることもある。当事者の意向を汲み取っていくと、時間と労力が必要になってくるので、具体的にどういったかたちで、どこで、誰が行っていくのかは今後具体案を作っていく中で重要になってくるのではないかと考えます。また、そういった気持ちを汲み取る方の教育や研修も含めて進めていかなければならないと考えます。

先日も公園で野宿している外国人の相談を受けたが、ヒアリングをしても言葉の問題で相談を聞ききれないので、そうしたところはどのような方法で行うかについて、支援団代を活用していく話にもあったが、そういった視点も考慮していく必要があると思います。

●事務局

言葉に関しては、なかなか解決できていないのですが、ルビを付けることや、日本人にも分かるような言葉の使い方を我々も考えなければいけないと感じており、そうした視点も盛り込めればと思います。

●柳委員

日本語がある程度分かる方はいいが、もし、当事者の気持ちを汲み取ることを考えるのであれば、ヒアリングの仕方を含めて考えていかなければならないと考える。具体的な内容は今回の議論ではないと思うが、今後必要になってくるのではないかと思います。

●事務局

そうしたご意見は、今回のホームレス支援計画だけではなく、これとは別に我々に提案いただければと思います。先ほどのNPOなどとの連携のとおり、これだけグローバルな社会ですので、考えていかなければならないと感じています。

●高沢副座長

外国人の場合は言語の問題だけではなく、文化的な違いなど、例えば、コロナで離職している間に在留資格を失って仮放免になった方などの課題が出てきており、社会政策上の問題もあり、他にも、実習生が逃げ出すケースもある。

●柳委員

先日相談があったケースでは、在留資格が切れてしまった方がいたが、そうなる前に手を打たないといけないと考えます。

●高沢副座長

それでもできることを探し寄り添っていくことも大事です。

●吉中座長

他に何かありますか。

●遠藤委員

就労支援の観点から、求人開拓を行っている、ホームレスに対して会社側に差別的な部分があり、苦勞しています。「多様な自立への理解」というのはどういったイメージを持っているのか確認したい。

●事務局

先ほどの話のとおり、必ずしも一般就労がゴールでない方がおられることもあり、今働いている方に、一般就労でないから、一般就労を目指してもらうことは強引なことで、当事者目線とも関係しますが、その方に合った、その方がどうしたいのかを第一に考え、就労に対しても支援していくべきだと考えるので、「多様な」という表現にしています。

●遠藤委員

家はなく、缶を集めている方もいるが、それも働いているということになるのでしょうか。

●事務局

それも自立のひとつとして考えています。

●高沢副座長

2007年に神奈川県が行った就労についての実態調査の中で、就労と就労でないものの切り分けを記載しており、労働の可能性というものは全ての方が持っており、アルミ缶は落ちているだけだと無価値ですが、肉体労働力でそれを集めてまとめることで、量になると、売ることができ、有価値になります。新たな価値創造をしていることは、まさに労働の役割です。例えば、材料に労働を投下して車ができるのと同じで、新たな価値創造はまさに労働になると思います。

●事務局

一方、それしか選択できない、それだけしか見えていないといった方に対して、更なる就業の選択を提案することやその方の次の目標になることを提案できるのであれば、それもあるべき支援の姿と思います。当事者目線の考え方もそこにありますが、しっかりと情報提供し、その方の後押しをし、その方々がどういった選択を望んでいくのかが大事です。何も選択肢がない中で、缶を拾って生活することを良しとする、ということではない

という理解をしています。

●高沢副座長

そのとおりです。さらに言えば、野宿している方は、生きていくために就労すること自体を嫌がる方はいないのですが、就活となるとこれまで断られてきた歴史があるので、ハードルが上がる方が多い。よって、そこで人に雇われないで労働することを探してきた結果が缶を集めることになっています。日雇い労働を長くしてきた方は、これまで行ってきたことには自信があるが、例えば新たに別のアルバイトをしると言っても、就活が嫌になってしまう。別のところに勤めても今までのキャリアがなくなってしまう、特にアルミ缶集めで言えば、缶を集めさせてくれる地域との関係やお店との人間関係もあるので、そこをなくしてしまうと、今度は関係性の貧困になってしまう。そうした関係性も維持しつつ、次のステップに行くということが支援だと考えます。人に雇われる労働は5時間働けば5時間分の対価をもらえるが、アルミ缶集めは5時間働いても、集まる缶が少なければ、もらえる賃金は保証されない。アルミ缶を集めることにはその方を含めた関係性があるという点も見なければいけないと思います。

●吉中座長

アルミ缶を買い取ってくれるところはまだあるのですか。

●高沢副座長

川崎や寒川や綾瀬にあります。

●吉中座長

皆様からのご意見を踏まえて、資料5については、事務局で修正いただき、細かい文言については座長、副座長にお任せいただければと思います。

最後に議題6のその他ですが、本日の議論を踏まえて何かご意見ありますでしょうか。

●高沢副座長

見えない貧困が少し見えてきたこともあるので、その点を取り組んでいきたい。見えない貧困をほったらかすとより見えなくなり、その方々も病んできてします。

●吉中座長

見えない貧困が少し見えてきたとはどういうことですか。

●高沢副座長

ぎりぎりの生活にいる方の生活が破綻してきていることと、犯罪に近い、生きるために即金で受け取れる仕事をしている方や就労についても、日払いでないと生活が回らない方

があり、そうした構造が見えてきています。昔の日雇い生活と構造が同じだが、昔は日雇い宿舎や建築や土木など、非正規雇用の集まるところがある程度決まっていたが、今は多様化しています。地方都市は過疎なので、18歳卒の労働力は地方都市では吸収できません。都会のようにコンビニエンスストアが多くあるわけではなく、サービス業に就こうにもコンビニエンスストアが町に一つしかないなど、結局都会に出てこなければいけない労働力が多くあり、それが下層労働者として、不安定な就労として様々な形で潜り込む結果になっています。50歳以下の野宿者は10%程度しかいないとなっていますが、どこかにいると考えられます。そうした就労をしているとどんどん病んでくるので、ケアするまでの時間がかかってしまいます。

●吉中座長

事務局には雑談で話をしたが、コロナ禍になって、大学の正門前に毎日夜遅く1年以上同じ車が止まっています。時には一人、時には二人など、明らかに家がない様子だが、車があるうちは生活を保っていけるかもしれない。生活保護になると車を手放すことになるので、多分受けようとしな。そういった形態もあるのだと感じています。

●高沢副座長

特に地方都市だと、扶養照会の次に車を手放すことがあります。

●吉中座長

働いている様子もあり、タブレットなどを見ているので、文化的な生活はされている様子だが、これも見えにくい貧困なのかと感じています。

予定した時間になりましたので、これで終わりにしようと思います。事務局から何かありますか。

●事務局

本日はご議論いただきありがとうございました。ご議論いただいた内容を骨子という形で今後、座長、副座長とご相談しながら、9月には公表となります。次回は今回の骨子を踏まえて、計画の改定素案を議論していただくこととなります。よろしくお願いいたします。次回の会議ですが、11月の下旬を予定しており、委員の皆様には事前に日程の調整をさせていただきます。今後改定の素案を策定するにあたりご相談させていただく場合はよろしくお願いいたします。また、本日何か伝え忘れた点や改善点があれば早めに言っていただければと思います。

●吉中座長

では本日はこれで終了します。

以上